有田川町・湯浅町・広川町の保護者の皆様へ

病児保育事業のご案内

保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的に有田川町が平山こどもクリニックに委託をし、病児保育室「こくまクラブ」を開設しています。

病児保育とは

入院を必要としない程度の病状で、急性期～回復期にあたり家庭や集団での保育が困難なお子様を一時的にお預かりする事業です。

＊医師により受入が不可能と判断された場合には利用できない場合があります。

対象（下記のいずれにもあてはまる子ども）

①有田川町・湯浅町・広川町に住所を有していること。

②生後６月～小学６年生まで

③保護者の就労、傷病、冠婚葬祭等社会的な理由により、家庭での保育が困難な状況であること。

※３町以外に住所を有している児童も、受入状況に空きがあり実施施設の長が受入可能と判断した場合のみ、町外階層の利用料で利用することができます。

対象となる病気

①風邪、下痢（腸炎）等、子どもが日常的にかかる疾患
（脱水症状はないが保育所等に連れていけないとき）

②インフルエンザ、おたふくかぜ、水痘等の伝染性疾患（麻疹を除く）
（急性期は過ぎ全身状態は安定しているが、出席停止期間で保育所等へ行けないとき）

③喘息などの慢性疾患
（呼吸困難は強くないが、保育所等には連れていけないとき）

④骨折、熱傷などの外傷性疾患
（症状が固定しても、保育所等には連れていけないとき）

利用料金

世帯の課税状況によります

階　層	世　帯　区　分	利　用　料
Ａ階層	３町内の生活保護世帯	無　料
Ｂ階層	３町内の前年度分の市町村民税非課税世帯	１日 １，０００円　（半日　５００円）
Ｃ階層	３町内のＡ階層・Ｂ階層を除く世帯	１日 ２，０００円　（半日１，０００円）
町　外	３町以外に住所を有する児童	１日 ４，０００円　（半日２，０００円）

利用時間

午前８時３０分から午後５時３０分まで　（土曜・日曜・祝日・その他平山こどもクリニックの休診日はお休みです。）

利用手続き

各町役場での事前登録が必要です。

※登録用紙については、各町役場の他、各保育所、平山こどもクリニックに常備しています。

詳しくは、有田川町役場こども教育課　こども教育班まで　☎２２－４５１２
湯浅町役場教育委員会　幼児教育係まで　☎６３－１１１１
広川町教育委員会　子育て対策班まで　☎２３－７７９５
病児保育室「こぐまクラブ」　☎５２－８６６７